

身体障害者手帳の交付を受けた場合 【障がい保険金】



お支払い
できる場合

責任開始時後に発生した交通事故によるケガで身体障害者福祉法に定める2級の障がいに該当し、**2級の身体障害者手帳を交付**された場合

- ▶ 1級、2級または3級の障がいに該当したことによって、**身体障害者手帳を交付**されているので、障がい保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

責任開始時前に発生した交通事故によるケガで身体障害者福祉法に定める4級の障がいに該当し、**4級の身体障害者手帳を交付**された。その後、**責任開始時後**に発病した疾病によって4級の腎臓機能障がいに該当し、**3級の身体障害者手帳を交付**された場合

- ▶ 一部の障がいの原因が**責任開始時前**であり、責任開始日後の障がいが**1級、2級または3級**の障がいに該当しないため、障がい保険金をお支払いできません。

解説

- 責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に、**①②の条件を満たしたとき**、障がい保険金をお支払いします。
 - ① **身体障害者福祉法**に定める障害の等級が**1級、2級または3級の障害に該当した**こと
 - ② ①に定める障がいに対して、**身体障害者福祉法**に基づき、障害の級別が**1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付**があったこと
- **2つ以上の障がい**によって1級、2級または3級以上の身体障害者手帳の交付があったときには、障がい保険金のお支払いの対象となります。ただし、一部の障がいの原因が**責任開始時前に発生**した場合や免責事由に該当した場合で、**それ以外の障害が1級、2級または3級の障害に該当しない**ときは、障がい保険金をお支払いできません。